

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知

【進学先提出用】

令和2年11月17日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本 (カツウウ ミン)			

*99999901

#5999999

交付書類コード＝F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 選考結果

選考結果	給付奨学金 候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	貸与奨学金	
		第一種奨学金 候補者決定	第二種奨学金 候補者決定

2. 選考結果の内訳

		給付奨学金	貸与奨学金	
			第一種奨学金	第二種奨学金
要件確認等	国籍・在留資格等	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○
	必要書類の提出	○	○	○

注1 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む)。「―」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表します。

注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、マイナンバー、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

3. 採用候補者となった奨学金の内容

		給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額とは「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります)。詳細は、「採用候補者のしおり」を確認してください。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(採用候補者のしおり参照)の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表(「採用候補者のしおり」参照)に記載の()内の金額となります。
- 本紙と併せて配付される「採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、進学先学校の定める期限内に手続きをしてください。

裏面も確認し、必要事項を記入してください。

【進学後記入欄】

学籍番号	21XXXX			
学部・学科	薬学部 薬学科			
(フリガナ)	キョウヤク タロウ			
氏名	京薬 太郎			
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒 607-8414 京都市 山科区 御陵中内町5	電話 番号	075 - 595 - 4614
			携帯 番号	000 - 0000 - 0000

1. 奨学金振込口座について (全員次の□にチェック)

☒ 採用候補者本人名義の普通預金(通常貯金)口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの□にチェック)

- ☐ 進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月において自宅通学となるため)。
☐ 進学届にて「自宅外通学」を選択します(入学月において自宅外通学となるため)。
 ついては、入学月において自宅外通学であることの証明書類を添えて本紙を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と印字がある人は、次のどちらかの□にチェック)

- ☐ 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
 ついては、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。
 ① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式)
 ② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー
 (圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)
☐ 入学時特別増額貸与奨学金を辞退します(必要書類が調えられなかった場合を含む)。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの□にチェック)

- ☐ 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
☐ 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します(条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。

※ 該当しない項目は何もチェックしなくて大丈夫

この通

登録番

学 年

氏

本機
つい
学金対
限まで

1. 選

2. 選

要件確

注1 「
の高
注2 「
する

3. 採

利用条

申込時
選択内

注1 給
り主
月額
注2 貸
その
注3 第
参照
さま

進

注 「
に
今後0

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知

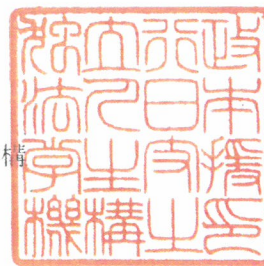
【本人保管用】

令和2年11月17日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3	年	10 組
	出席番号		A000001
氏名	学校用 見本 様 (カ ツウヨク ミホ)		

独立行政法人

日本学生支援機構



(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和3年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。

ついては、あなたが令和3年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、学校の定める期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 選考結果

選 考 結 果	給付奨学金	貸与奨学金	
		第一種奨学金	第二種奨学金
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	候補者決定	候補者決定

2. 選考結果の内訳

	給付奨学金	貸与奨学金	
		第一種奨学金	第二種奨学金
要件確認等	国籍・在留資格等	○	○
	家計に関する基準	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○
	必要書類の提出	○	○

注1 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類未提出等の理由による判定不可を含む）、「―」は申込時に希望していない（もしくは希望順位の高い種類が決定した）ため未判定であることを表します。

注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、マイナンバー、奨学金確認書、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

3. 採用候補者となった奨学金の内容

		給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額となります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。詳細は、「採用候補者のしおり」を確認してください。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）

ABCDE98765

注 「進学届提出用パスワード」は、進学後、進学届の提出（インターネットで提出）の際に必要なとなりますので、本通知を紛失しないように気を付けてください（紛失した場合は、奨学金の振込開始が大幅に遅れます）。

今後の必要手続等については、裏面の「重要事項」にて確認してください。

大学には提出しないでください！
必ず手元で保管してください。

重要事項

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校（課程）は次のとおりです。

学校種別（課程）	給付奨学金	貸与奨学金
大学・短期大学	○ ※1	○
通信教育課程	○ ※1	× ※2
専修学校（専門課程）	○ ※1	○
通信教育課程	○ ※1	× ※2
高等専門学校（4年次）	○ ※1	× ※2

※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限ります。
 なお、対象校の一覧は文部科学省のホームページで公表されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 予約採用の対象とはなっていませんが、進学後に奨学金を申込みことができます（在学採用）。

2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知（【進学先提出用】）等の必要書類を進学先の学校に提出し、「進学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については「採用候補者のしおり」にて確認してください。

3. 貸与奨学金に係る留意点について

- ・ 日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があるものです。将来、返還することを念頭に置きつつ、貸与を受けること自体の要否を含め、真に必要な金額について、保護者の方等ともよく相談し、決定するようにしてください。
- ・ 貸与奨学金を希望する方は、本機構ホームページ上の以下のページを参照してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henko/taiyo.html>



4. 給付奨学生採用候補者の採否等に関するQ & Aについて

給付奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず対象になる、多い世帯の人は対象にならないというものではありません。より具体的に確認する方法として、本機構ホームページに「給付奨学金奨学生の採否等に関するQ & A」及び「支給額算定基準額の計算手順」を掲載しています。採否等に疑問のある方等は、まずは記載の手順によりご確認ください（「支給額算定基準額判定ツール」（Excel）に入力いただければ自動計算されます）。

◆「支給額算定基準額判定ツール」の掲載場所◆

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha.html>

ホーム ＞ 奨学金 ＞ 申込方法 ＞ 予約採用 ＞ 大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ



※ご利用いただくには、生計を維持する人の地方税（住民税）に関する詳細な情報が必要です。

（奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて）

- 1 本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。
 審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- ※ 「不採用」となった奨学金については、奨学生採用候補者として認められませんでしたので、今回の申込み（申請）においては奨学生としても採用されません。

（秋入学について）

給付奨学金については、採用決定後も毎年10月に家計基準の見直しを行います。秋入学の場合、入学月によっては「進学届」の提出に併せて家計基準の見直しを行うことがあるため、表面「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」に記載の給付奨学金の利用条件にある支援区分での採用とならない場合があります。

（進学のために離職を予定している方の特例措置について）

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用される場合があります。詳細は、追ってお知らせする予定です。